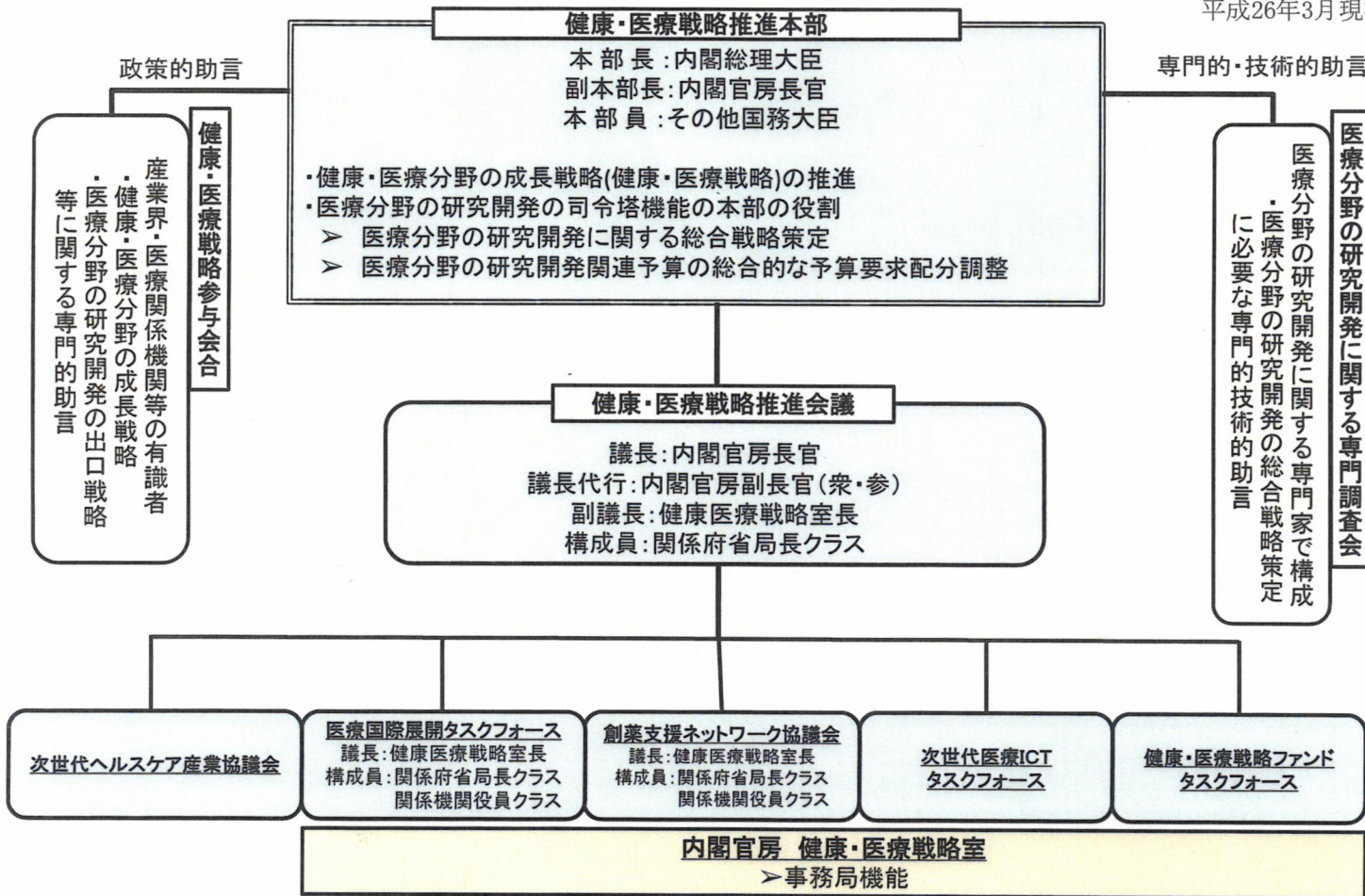


健康・医療戦略の推進体制

平成26年3月現在



医療分野の研究開発等における司令塔機能について

法の目的【推進法1条】

医療分野の研究開発及び健康長寿産業の創出・活性化等について、健康・医療戦略を定め、それを推進する健康・医療戦略推進本部を設置する等により健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

基本理念【推進法2条】

基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進とその成果の実用化により世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿産業の創出・活性化により我が国経済の成長に資するものとなることを旨とする。

【推進法17条】基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえて健康・医療戦略を定める

健康・医療戦略（閣議決定）

- ・政府が講ずべき医療分野の研究開発及び健康長寿産業の創出・活性化等に関する施策の大綱
- ・上記施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本的施策（推進法10～16条）

- 基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進
- 臨床研究等の研究環境の整備
- 研究開発の公正・適正な実施
- 成果の実用化のための審査体制の整備等
- 新産業の創出・海外展開の促進
- 教育の振興 ○人材の確保

【推進法18条】健康・医療戦略に即して医療分野研究開発推進計画を定める

医療分野研究開発推進計画（本部決定）

- ・政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策（医療分野研究開発等施策）についての基本方針
- ・集中的かつ計画的に講ずべき医療分野研究開発等施策
- ・その他医療分野研究開発等施策を集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

【推進法19条】医療分野研究開発推進計画は日本医療研究開発機構が医療分野の研究開発等の実施・助成において中核的な役割を担うよう作成する

独立行政法人日本医療研究開発機構の業務

- ① 医療分野の研究開発及び環境整備（委託事業）
- ② ①の業務に係る成果の普及・活用の促進
- ③ 医療分野の研究開発及び環境整備に対する助成（補助）
- ④ ①～③の業務に附随する業務

トップダウン型の
 実用化を視野に入れた
 研究開発を基礎から
 実用化まで一貫した
 研究管理